

序論

- 須恵町における総合計画の位置付けとは
- 総合計画運用の課題と展望
- 総合計画の構成と期間
- 法令上の位置づけ
- 策定体制
- 総合計画の進行管理
- 須恵町の現状と対策（須恵町カルテ）

■須恵町における総合計画の位置付けとは

須恵町は、平成 23 年 3 月、まちづくりの基本理念や分野別施策を示した「第五次須恵町総合計画」を策定し、経営的視点に立った計画的なまちづくりを進めています。

昭和 46 年 3 月策定の「第一次須恵町総合計画」から「第四次須恵町総合計画」まではすべて 10 年間を単位とし、その時代に即した計画運営を進めてきましたが、めまぐるしく変化する現代の社会情勢に対応するため、第五次須恵町総合計画では、平成 23 年度を初年度とし、平成 27 年度までの 5 年間を「前期計画期間」、平成 28 年度から平成 32 年度の 5 年間を「後期計画期間」と定め、様々な分野で行政と町民が一体となって目標とするまちづくりの実現に努力してきた結果、産業の活性化、都市基盤の整備等町民生活の向上に一定の成果を上げることができました。

しかし、本町を取り巻く近年の社会環境は、少子化の進行による人口減少社会の到来、公共施設の老朽化、町民の価値観の多様化、情報化の急速な進展などによって大きく変化しています。また、平成 23 年の地方自治法の改正により、市町村が総合計画を自主的に、独自の視点で策定することが求められています。

そこで、本町は「須恵町総合計画条例」を制定し、総合計画を町の最上位計画と位置付け、町民・事業者・行政が協働してまちづくりを進めていくための基本指針として運用します。

■総合計画運用の課題と展望

【課題】

第五次総合計画は、基本構想、基本計画の 2 層構造からなり、実施計画については存在しておらず、各分野における諸計画や実施事業との関連性が薄く、問題点もありました。

①情勢変化に対応した戦略的な施策・事業展開が困難

現行総合計画の計画期間は、基本構想が 10 年、基本計画が 5 年と長く、計画期間中に計画策定時点で想定していなかった様々な情勢変化に対し、柔軟な対応が出来ない。

②町長の政策方針の反映が困難

現行総合計画の計画期間は町長任期（4 年）とは連動しておらず、策定時期も町長選挙の時期とは異なるため、町長の政策方針を総合計画に反映させることが難しい。

③総合計画と予算を連動させる仕組みの改善

総合計画と予算を連動させる仕組みが十分に機能しているとは言えず、計画実現に向けた資源配分が効果的になされるような仕組みづくりが必要である。

④総合計画及び行政評価・進行管理システムの形骸化

行政実務の執行が総合計画における目標達成に結びついていない現状である。よって、総合計画に基づく行政評価・進行管理システムを構築していく必要がある。

【展望】

これからの総合計画は、現行の総合計画の課題を踏まえるとともに、内外の環境の変化

に対応するための新たなビジョンを示す計画となることが求められます。よって、第六次須恵町総合計画は、以下の考え方に基づき策定しました。

①柔軟かつメリハリのある計画の策定

様々な状況変化や現代的な課題に柔軟に対応することが可能な計画とする。そのため、計画期間を見直し、また、重点事業を効果的かつ効率的に推進していくため、計画は単に多数の事業を羅列したものではなく、重点的な施策の明示を行うなどメリハリのある計画とする。

②本町の魅力度を高めるわかりやすい計画の策定

町内外に本町の魅力を発信し、住みたい、住み続けたいと思えるような、本町のまちづくりのビジョンを端的かつ的確にわかりやすく示した計画とする。

③実効性があり、かつ、効果的な行政評価の仕組みづくりにつながる計画の策定

総合計画が町長の政策方針と連動し、また、職員の業務執行の際の指針となり、常に意識・参照するよう、形骸化した計画ではなく実効性のある計画とする。また、目標や指標を整理し、事業効果を評価しやすい仕組みづくりが可能となる計画とする。

■総合計画の構成と期間

第六次須恵町総合計画は、「**基本構想**」「**実施計画**」の**2層構造**とします。

「**基本構想**」は、長期的視点に基づき、将来にわたって魅力ある持続可能なまちづくりを進めるための基本ビジョンとそれを達成するための政策大綱を明記したものとします。

また、「**実施計画**」は基本構想を実行するための具体的な事業計画とし、進捗状況の積み上げにより政策管理ができるものとします。

【**基本構想とは**】

「**基本構想**」は、長期的視点に基づき、将来にわたって魅力ある持続可能なまちづくりを進めるための大きな方針として位置付けます。ここには以下のもので表現します。

◇**基本ビジョン**

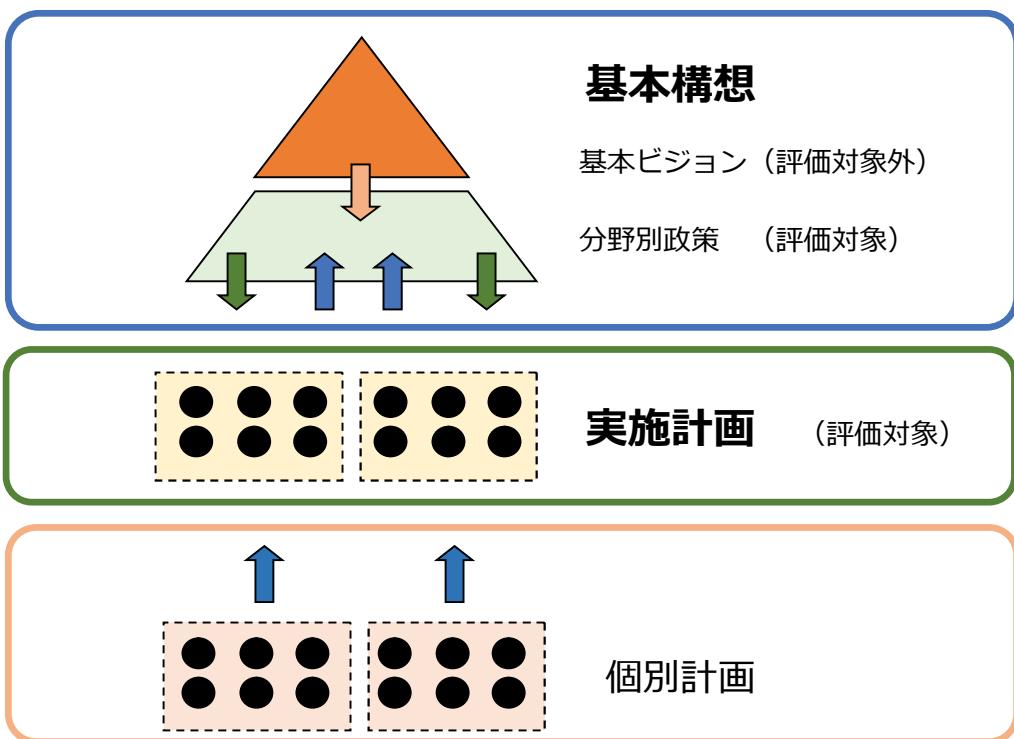
将来にわたって魅力ある持続可能なまちづくりを進める考え方

- ・「まちづくりの基本理念」・・・何を一番大事にしてまちづくりを行うのか
- ・「将来都市像」 基本理念に基づき、どのような都市をつくるのか
- ・「人口ビジョン」 人口の推移目標を設定

【**実施計画とは**】

基本ビジョンを実行するための具体的な事業計画を「**実施計画**」として策定します。

(計画と事業の関連図)



【計画期間】

今後の須恵町総合計画は、昨今の社会情勢を反映すること、さらには町長の政策を反映することを目指し、計画期間を4年間とします。ただし、第六次須恵町総合計画は町長任期と連動させることを考慮し、令和2年度から令和4年度まで（令和2年4月～令和5年3月）の3年間とします。前計画の計画期間を前倒しする形となるため、前計画を考慮し、計画を策定します。

■ 法令上の位置づけ

総合計画は、将来の中長期的な行財政運営の基本的な方針を定めるものとして、また、町民・事業者・行政が協働してまちづくりを進めていくための基本指針として、本町の最上位の行政計画として位置付けるため、「須恵町総合計画策定条例」に基づき策定します。総合計画における「基本構想」は、策定・変更又は廃止する場合においては、地方自治法改正前と同様、議会の議決を必要とすることとし、「実施計画」は、事業実施と予算が連動していることから議決事項とせず、毎年度議会において審議されるものとします。

■ 策定体制

総合計画は、町政全般にわたる行政計画であるため、庁内横断的な検討組織として「次期総合計画策定委員会」及び「次期総合計画検討会議」を設置し、計画内容について検討を行います。策定委員会は、副町長及び課長級職員により構成するものとし、検討会議は、策定委員会の下部機関として位置付け、関係課長補佐レベルの職員により構成するものとします。

なお、上記府内組織で計画した内容については、外部委員により構成される機関として、「須恵町総合計画策定条例」に基づき、須恵町総合計画審議会を設置し、総合計画の内容について議論・検討を行い、町長の諮問に応じて、答申を行うこととします。

■総合計画の進行管理

本町におけるまちづくりの最上位計画である総合計画を中心としたP D C Aマネジメントサイクルを実現するため、実施計画を軸とした進行管理を行います。

①事業目標の設定

総合計画に掲げた理念や施策を効果的に実現するため、実施計画に掲げる各事業に目標値を設定し、進捗管理の指標とします。

②施策評価及び事務事業評価

「実施計画」に位置付けられた事業について、行政評価制度に基づき評価を実施します。総合計画に掲げる大綱、実施計画に掲げる政策については、事業評価の積み上げにより進捗を管理します。

(総合計画を中心としたP D C Aマネジメントサイクル概念図)

